

# アンダマン海を南下するロヒンギャ

移民・難民・人身取引・無国籍

山田美和

二〇〇九年一月タイ海軍がロヒンギャを虐待したという事件が発覚し、海外メディアに大きく取り上げられた。―数百人のロヒンギャがマレーシアへ就労目的で渡ろうとアンダマン海を船で南下していたところタイ領海岸でタイ海軍に拿捕され、ラノン県サイデーオン島に拘引され数日間の拘束後、二日分の食料と水を渡され船に戻され沖に押し出された。彼らは海上を漂流し二週間後、アンダマン諸島を目にして上陸しようと海に飛び込んだ。―インド海上警備隊に救助された生存者が事件を証言したのである。本稿では、この事件を契機とした、タイ政府および国際社会の動きを追い、アンダマン海を南下するロヒンギャについて報告する。

## ●ロヒンギャの窮状

ロヒンギャはミャンマーのバングラデシュとの国境に面した北ヤカインに住むイスラム教徒（モスリム）で、その人口は約七二万五〇〇〇人と言われる。そのほとんどが国籍をもたず、ミャンマー軍事政権から、移動の制限、婚姻の制限、土地の没収

強制労働、恣意的な徴税、医療や教育機会への制限などの差別および弾圧を受けている。

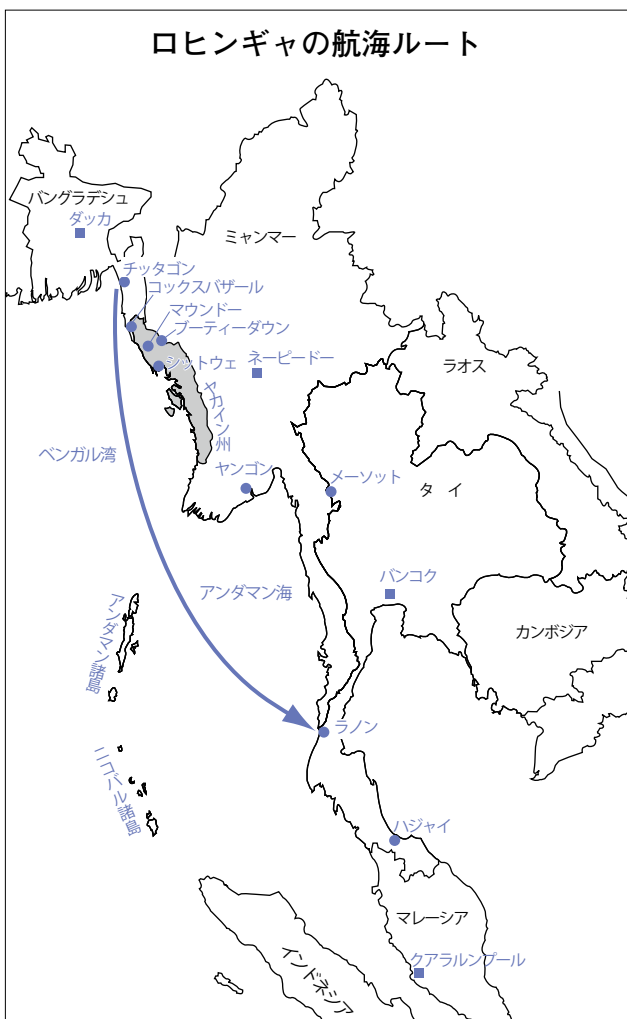
ロヒンギャに対する迫害は、ビルマ民族中心主義に基づくビルマ式社会主義を進めたネー・ウイン政権下で始まり、少数民族の政治的主張を軍事力で抑え込んでいくなか、一九七八年にはドラゴン作戦と呼ばれる大規模な攻撃により二五万人のロヒンギャがバングラデシュ側に逃れた。一九八二年ビルマ市民権法により、ロヒンギャはビルマにおける少数民族としての地位承認を拒否され、その政治的および憲法上のアイデンティティを失い、彼らに対してさらに過酷な迫害が始まった。またもや軍が政権を掌握した一九九一年には二五万人ないし三〇万人といわれるロヒンギャがバングラデシュに逃れた。現在バングラデシュ政府によって登録され同国内のキャンプに滞在する者が約二万八千人。当該地において難民として十分な保護は与えられず制限された地域での生活を強いられている。更にその周辺に約二〇万人が不法移民として劣悪な状況で暮らしている。

## ●ロヒンギャの航海

このような窮状から逃れて他国へ移動しようとするロヒンギャは、密入国や人身売買を生業とするブローカーによって、これまでサウジアラビアやパキスタン、アラブ首長国連邦などに送られてきた。なかでもサウジアラビアはロヒンギャが最も望む行先であり、同国への渡航のためにバングラデシュの業者がバングラデシュ国籍の旅券やメッカ巡礼用の査証を取得させていた。ところがここ数年、アンダマン海を南下しタイ経由でマレーシアをめざすロヒンギャを乗せた船が多数発見されている。その数は二〇〇六年一〇月以降急増し、同月から二〇〇八年三月中旬までおよそ八〇〇〇人のロヒンギャがバングラデシュ海岸からタイそしてマレーシアに出立したという。特に一〇月から二月頃という航海に適したモンスーンの吹く時期に多い。この移動現象の背景として、バングラデシュにおけるイスラム原理主義者の取り締まり強化のためバングラデシュ旅券の取得が難しくなったこと、サウジアラビアにおける査証発行お



タイ領に漂流してくるロヒンギャ  
(2007年12月、TACDB提供)



よび入国にかんする規制が強化されたこと、そのため現在のところマレーシアがロヒンギャにとって唯一行き先とできるイスラム国であることが分析されている(参考文献①)。

①。アンダマン海南下の航海は、北ヤカインから直接もしくはバングラデシュへ移動してから海に出る方法があるが、前者はミャンマー軍に発見され暴行を受ける可能性が高い。ゆえに後者のチッタゴンから乗船して海上に出る経路をとる者が多い。目的地がマレーシアであっても直接同国の海岸に上陸することは難しい。マレーシア軍は不法入国者に対し発砲も辞さないからである。また、たとえマレーシアに直接上陸できた

としても、捕まり長期間勾留され、タイ国境に追放され、マレーシアへ再入国するために再びブローカーに手数料を払うことになる。であれば、タイを経由するほうがコストも時間も少なくすむ(参考文献②)。

②。ミャンマーからバングラデシュ、バングラデシュからタイ、そしてタイからマレーシアへの移動には、これら四カ国にまたがる密入国業者やブローカーの複雑なネットワークが各国の警察や軍や行政官との癒着を含み様々なレベルで関わっているという。タイ領海岸でタイ当局に発見された場合不法入国者として捕まりタイとミャンマーの国境付近でミャンマー領に戻るよう追放されるが、係官とブローカーの癒着によって

タイ領に留まる者も多い。係官が彼らをタイ南部のブローカーに引き渡し、マレーシアへの密入国の費用が支払われるまでブローカーが彼らを拘束しているとの情報もある。金が払えなかった者は債務労働者としてゴム農園や漁船に売られる。マレーシアにたどり着いた者は不法移民労働者として働くことになろうが、多くは途中で行方不明になっているという(参考文献①)。

### ●タイ政府の対応

アンダマン海を南下してタイへ上陸しようとするロヒンギャの発見はこれまでも頻繁にあり、タイ政府にとって懸案であった。タイは、ミャンマーから戦禍を逃れて国境を越えてきたカレン族ら一四万人を国境際の九つのキャンプに抱えている。タイに滞在するミャンマー人の不法移民労働者は二〇〇万人ともいわれている。また南部ではイスラム過激派による犯罪が後を絶たない。タイ政府にとって治安上の懸念からも、さらにミャンマーから数千人単位で到来してくる無国籍のモスリムは招かれざる客である。タイ国家安全評議会(National Security Council)によればタイにおけるロヒンギャの逮捕数は二〇〇六〜〇八年の間で合計四八八〇人であった。

二〇〇八年三月サマック首相(当時)は、船で漂着してくるロヒンギャに対する取り締まりを強化し、「タイに不法滞在するすべてのロヒンギャはどこかの無人島に島流



ラノン病院で手当を受けるロヒンギャ  
(2009年1月、TACDB提供)



発見されたロヒンギャの多くは負傷  
していた(2009年1月、TACDB提供)

しにする。」と発言し、さらなるロヒンギャの入国を阻止する強硬な姿勢を見せていた。同年一一月には、ラノン県知事や軍の機関であるISOC (Internal Security Operations Command: 国内治安維持部隊) は、発見した移民船は海上に押し戻すことを申し合わせていた。それが実行されていた事実が冒頭に掲げた事件によって発覚した。

アンダマン海を渡ってマレーシアなどをめざしたロヒンギャをラノン沖でタイ海軍が捕らえた場合、本来ならば、本土の警察に連行する。警察での取り調べ後、入管法上の不法入国罪で起訴し、裁判所の判決によつて罰金を科し、勾留施設に移送し、最終的には国境検問所からミャンマーへ強制退去させる。ところが二〇〇八年一〇月から翌年一月この事件が発覚するまで、ラノン裁判所でロヒンギャにかんする裁判がまったくなかった。つまりこれは、同期間にタイ海軍によるロヒンギャの海上への押し戻しが連続しておこなわれていたことを裏付けるという(参考文献②)。

前年末の政権交代で就任まもないアピシット首相は自らCNNのインタビュに答えるなど、事態の收拾に追われた。二〇〇九年二月同首相はタイ海軍がロヒンギャを海上に戻したことを認めたが、それは十分な食料と水があったと理解したうえであったと弁明した。I

SOCの行為について徹底した事実解明を行う独立調査委員会を設立するよう、タイ人権委員会や弁護士会がタイ政府に要請したが進展はなかった。逆にタイ政府はこの事件以降、不法入国者の流入を阻止するため沿岸警備を強化したり、法務省下の特別捜査局 (Department of Special Investigation) がロヒンギャの密入国に関与する犯罪を摘発するためにバンコク内の屋台のローティ売り (マレーシアへの入国までタイでの一時的な仕事としてローティ売りに多くのロヒンギャが従事しているといわれる) に聴取し、その結果不法入国者のロヒンギャが多数逮捕されたりした。

事件が発覚した後の一月下旬にラノン沖で発見され捕えられたロヒンギャ七八人は、本来とられるべき処置として司法手続きにのせられた。彼らはひとりあたり五〇〇〇〜一万バーツに相当する額をブローカーに支払い、バングラデシユの海岸から航海に出たという。途中ミャンマー軍に暴行され骨折や火傷を負っており、ラノン病院で手当を受けた者もいた。彼らはラノン裁判所で判決を受け、不法入国罪で罰金一〇〇〇バーツを科されたが支払えないため収監された。従来であれば、裁判所の判決命令によりミャンマーへ強制退去させるところである。しかし今回は、ラノンの現地に赴き彼らに接見したミャンマー政府外交官がロヒンギャは自国民ではないと明言し、国際社会からの注目もあり、人道的配

慮からミャンマーへ強制退去させることはできなくなった。後の調査でうち二九人は、経歴や出身地、所持していた文書などからバングラデシユ国籍であると考えられ、バンコクの入管局の勾留施設に移送され、在タイ・バングラデシユ大使館に身元照会が依頼された。残る四九人はラノンの勾留施設に留められた。彼らはすべてミャンマーのヤカイン州北部のブーティータウンもしくはマウンドー出身であった。彼らはミャンマー政府による迫害の凄惨さを語り、ミャンマーには戻りたくないと言った。

### ●国際社会の対応

勾留しているロヒンギャをどうするか、タイ政府は自国だけでは解決できず関係国の協力が必要としている。しかし二〇〇九年初めにロヒンギャ問題がメディアで大きく報道されてから、すでに一〇ヶ月経過したが、関係国間で具体的な解決策はまだ見出されていない。

事件直後の二月下旬に開催された第一四回ASEANサミットでは、会議前にスリン・ピッスワン事務局長が「ロヒンギャ問題は東南アジア地域全体にとって非常に複雑な課題である。」と発言し、タイが議長国でもあり、ロヒンギャ問題がどう取り上げられるか注目された。しかし議題にはあがらず、四月にインドネシア・バリで開催されるバリ・プロセスでの協議に先送りされた。

四月中旬の同会議で、ロヒンギャについてミャンマー政府代表は「彼らが、自分たちはバングラデシュからミャンマーに移住してきたと認めるならば、ミャンマーに受け入れてもいい。」と発言した。あくまで自国におけるモスリムの民族の存在を認めないミャンマー政府に対して、バングラデシュ外相が「ロヒンギャは何世紀にわたりミャンマー（ビルマ）に住んできて、政府高官のポストに就いた人もいた。作為的に人口リストから削除したところでミャンマーの一民族であることは変わらない。過去バングラデシュから数十万人のロヒンギャがミャンマーへ送還されているし、さらに送還予定の二万八〇〇〇人のリストをミャンマー政府が受けとっていることは、彼らがまさにミャンマー人口の構成員であることを証明している。バングラデシュ政府はその限られた資源で過去三〇年にわたり、ミャンマーからの難民に十分に対応してきた。ミャンマー政府は今こそ自国民を引き取るべきである。」と反論した。ASEANのみならず、バングラデシュやその他の関係国が参加した会議ではあったが、具体的解決は見出されなかった。

同会議後さらに個別ケースを議論するたに、関係国の要請でアド・ホック・グループが七月下旬にバリで集まった。そこではアフガニスタン、スリランカそしてミャンマーからの移民問題が提起された。参加国はこれら三国に加え、関係するオーストラ

リア、バングラデシュ、インド、インドネシア、マレーシア、モルディブ、ニュージーランド、パキスタンおよびタイであった。ロヒンギャなる者はミャンマーに存在しないというミャンマー政府に対し、IOM(国際移住機関)およびUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)による事例説明では、ロヒンギャという呼称は使われず、ミャンマー国ヤカイン州北部のモスリムの事例として説明された。バリ・プロセスは人の密輸や人身取引という犯罪に対する法制度強化のための協力枠組みである。そのため会議後の共同議長声明では、国境警備にかんする地域協力、海上からの移民に対する共通運用手続の策定などが盛り込まれたが、個別の問題について踏み込んだ言及はなかった。

そして一〇月下旬には再びタイで第一五回ASEANサミットが開催された。国際メディアによってロヒンギャにスポットがあてられた時期と重なった前回のサミットでは、少なくとも外相らの非公式晚餐で来るバリ・プロセスで協議することだけは合意されたが、先述したように同会議でも具体的進展はなく、そして今回のサミットではロヒンギャにかんする言及は一切なかった。同サミットではASEAN憲章に基づきASEAN人権委員会が発足した。これは初めてASEANが制度的に人権を認めるものである。アンダマン海を南下するロヒンギャは、人権問題についてASEAN

として実効的なコミットメントが現実問題として喫緊に必要なことを示しているが、加盟各国政府の任命する委員から成る人権委員会の積極的な取り組みはまだまだ見られない。

### ●難民・移民・人身取引・無国籍

ロヒンギャの権利保護について現在の国際法での解決は容易ではない。第一に難民として保護されるかどうか。一九五一年「難民の地位に関する条約」では、難民は「人種、宗教、国籍、政治的意見または特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々と定義されている。ロヒンギャが国境を越えた先のバングラデシュ、タイそしてマレーシアのいずれの国も難民条約には加入しておらず、これらの国においていかなる外国人をも難民として保護する義務や迫害国に強制的に退去させたり送還したりしてはならないという義務はない。バングラデシュにロヒンギャのキャンプが存在するがそれを支える法的枠組みはなく、適切な保護からは程遠い状態で放置されている。仮に第三国が受け入れるとしても難民認定手続の難しさ、そして数万という単位の受け入れは現実的ではない。

第二に、人身取引の被害者として保護されるか。タイの二〇〇八年反人身取引法では、搾取の目的で、詐欺などの手段が使わ

れ彼らが移送されたならば、人身取引罪が成立し、彼らはその被害者として保護される。例えば、いい仕事があるとブローカーに騙され、到達した先で過酷な労働を強いられ、移動の自由を制限されるなど強制労働や奴隷状態におかれるのであればそれは搾取に相当し、人身取引の被害者と認定されうる。しかしロヒンギャらが金を払ったブローカーとの間にどのようなやりとりがなされたのか、そしてそのブローカーもしくは誰に搾取の目的があったのかを究明するのは難しい。ロヒンギャらの移動を手引きし、漁船や農園などで過酷な労働をさせる意図で危険な状態の船で航海させたことは、すでに搾取に相当するとの見方もある。たとえ同法において被害者として認定されても最終的には出身国に送還されるのが、被害者に対する保護措置である。しかもそれは出身国政府による受け入れが前提である。タイ政府とミャンマー政府は人身取引被害者の送還手続きにかなする覚書を交わしている。しかしミャンマー政府から自国民であることを否定され迫害されているロヒンギャにとってミャンマーへの送還は解決にはなり得ないだろう。

第三に、移民労働者としての権利保護は可能か。非正規の移民労働者にまで保護を拡大する「すべての移民労働者とその家族の権利保護に関する一九九〇年条約」が存在するが、ミャンマー、バングラデシュ、タイそしてマレーシアのいずれの国も当該

条約には加入していない。ASEANでは二〇〇七年第一二回サミットにおいて「移民労働者の権利の保護と促進にかなする宣言」がなされている。これはASEAN地域内における移民の送り出し国および受け入れ国双方が参加する共通の基盤ではあるが、あくまで協調レベルの宣言であり、各国間に何ら法的義務は一切ない。

ロヒンギャにとって、最大の問題は彼らが無国籍者であることである。主権国家によって構成されている現代社会において、人はいずれかの国の帰属員たる資格、すなわち国籍を有していることによって、国籍国の保護を受ける権利を有する。ミャンマー政府によって国民であることを否定された無国籍者であるロヒンギャには、彼らの人権を保護する義務を負う国籍国がないのである。そして現在の国際法下では、いずれの国がいかなる状況において国籍付与という義務を負うかについては合意されていない。国籍付与は各国の国内法の問題とされているからである。

### ●モンスーンの季節再び

二〇〇九年一月下旬からラノンで勾留されていたロヒンギャが再びメディアで取り上げられたのは同年八月中旬。勾留されていた者のうち未成年者一人が死亡していたことが発覚した。ラノンの勾留施設の寝返りも打てない劣悪な状況が取り沙汰され、残る四七人はバンコクの入国管理局の勾留

施設に移送された。そこには先に移送されていたバングラデシュ人が、国籍照会の手続きも遅々として進まずいまだ拘留されていた。彼らは国籍が確認されればバングラデシュに送還される。しかし、残るロヒンギャたちには、行くところも帰るところもない。いつまでこのまま勾留されるのか。タイ人権委員会および弁護士会は、死亡した二人の真相究明要請および法的根拠のない勾留に対する抗議の書簡を国家安全保障評議会に送った。ロヒンギャを支援するNGOのスタッフは「二月にラノンで彼らに会って力になると言ったのに、一〇月にもなってバンコクで再び彼らに会うことになる」とは。と出口の見えない状況に嘆息していた。アンダマン海は再びモンスーンの季節を迎えている。今年も多くのロヒンギャが自らの命を賭して南下してくるのだろうか。そして彼らが辿り着くことのできた国は彼らをどう迎えるのだろうか。

(二〇〇九年一月一日脱稿)  
(やまだ みわ／在バンコク海外派遣員)

### 《参考文献》

- ① Chris Lewa, 'Asia's New Boat People', *Forced Migration Review* 30, April 2008.
- ② IACDB (Thai Allied Committee for Desegregated Burma) & The Lawyer Council of Thailand, *Rohingyas: Stateless & Forgotten People: Fact-Finding Report*, March 2009.